

令和4年

第3回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年3月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和4年 第3回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第3回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年3月29日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司	4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩
6番 見尾田 正 行	7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂
9番 菅 井 茂	10番 渡 邊 悟	12番 遠 山 登
14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一	16番 大 堀 哲 男
17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男	19番 小 嶋 覚

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡	3番 辻 繁 雄	4番 中 村 孝 幸
8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司	10番 伊 藤 剛 栄
11番 細 山 徹 也	14番 青 木 等	

3 欠席委員

○農業委員 2番 渡 邊 隆 3番 上 松 千 恵 11番 五十嵐 佐 敏  
13番 松 田 昭 悦

○推進委員 2番 加 藤 卓 也 5番 宮 嶋 市 郎 6番 能勢山 嘉 雄  
7番 羽 田 正 栄 12番 長谷川 政 男 13番 松 崎 学  
15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 日程第9 議案第5号 下限（別段）面積の設定について  
 日程第10 議案第6号 阿賀野市農業委員会農地利利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について  
 日程第11 議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年3月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、15名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、2番 渡辺委員、3番 上松委員、11番 五十嵐委員、13番 松田委員の4名です。</p> <p>推進委員の欠席は、2番 加藤推進委員、5番 宮嶋推進委員、6番 能勢山推進委員、7番 羽田推進委員、12番 長谷川推進委員、13番 松崎推進委員、15番 蕪木推進委員の7名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>14番 笠原委員、15番 柳委員、16番 大堀委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、14番 笠原委員、15番 柳委員、16番 大堀委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、斎藤局長、木村次長、斎藤係長、山崎主幹、長谷川主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>今月は88件あります。</p> <p>契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が1件、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が2件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が85件です。</p> <p>解約事由で主なものでは、農地中間管理権設定のための解約が多数提出されております。1ページの受付番号386番ほかで、70件あります。</p>

続きまして、売買のための解約が、1ページの受付番号440番と、57ページの439番で2件あります。

その他では、46ページの421番・422番、47ページの423番・424番、48ページの425番は借受人の経営規模縮小による借り手の変更です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第4 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。  
斎藤係長、お願いします。

事務局  
（斎藤）

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告いたします。

令和4年2月28日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等19件、173筆、125,380.43㎡について、報告します。

配分は15件、移転は4件となっております

はじめに、配分については、議案書の62ページ16番からとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年4月26日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年4月27日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、61ページ1番から62ページ4番までです。

移転後の開始は、令和4年4月27日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
ご承知おきを申し上げます。  
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 議案書の81ページをご覧ください。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
今月の申請件数は、所有権移転が6件、17筆、合計面積が3,894.30㎡、使用貸借権の設定が1件、3筆、合計面積が5,078㎡です。  
最初に所有権移転を説明します。  
受付番号64番、久保字稲葉、地目、台帳・現況がともに田、地積136㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「相手方の要望」です。  
契約の内容は、贈与による所有権移転です。  
受付番号65番、勝屋字札ノ前、地目、台帳・現況がともに畑、地積33㎡、これを含めまして合計3筆で77㎡です。  
譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。  
契約の内容は、贈与による所有権移転です。  
受付番号66番、上一分字谷地、地目、台帳・現況がともに田、地積941㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。  
契約の内容は、総額で470,500円での売買です。  
受付番号67番、小境字家ノ浦、地目、台帳・現況がともに田、地積125㎡、これを含めまして合計7筆で1,319.30㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。  
契約の内容は、総額で390,000円での売買です。  
82ページになります。  
受付番号69番、草水字赤坂山、地目、台帳・現況がともに畑、地積282㎡、これを含めまして合計4筆で1,298㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。  
契約の内容は、総額で540,000円での売買です。  
受付番号70番、保田字砂山、地目、台帳・現況がともに畑、地積123㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。  
契約の内容は、総額で30,000円での売買です。  
83ページになります。  
続きまして、賃貸借権の設定になります。  
受付番号68番、村杉字清水川、地目、台帳・現況がともに田、地積508㎡、これを含めまして合計3筆で5,078㎡です。  
譲受・譲渡理由は「新規就農」と「耕作不便」です。  
契約の内容は、令和4年4月11日から令和9年2月10日まで、年間7

0,000円での貸借です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、68番案件の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長から報告があります。

農地部会長

6番 見尾田です。それでは報告いたします。

農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積、50aに満たない受人が新規就農計画書を提出した案件1件があり、事前聴取したので報告します。

提出のあった新規就農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係長で、審査させていただきました。

議案書の議案第1号 農地法第3条の賃貸借権68番案件の受け人について、報告します。

申請者の年齢は39歳、年齢的にも新規就農者として大いに期待できるのですが、地域内の高齢者化等の理由で離農される方々の農地についても、今後受け入れていきたいという意欲もあり、地元で根ざした営農を目指していくとのことでした。

対象農地については、地元農家組合長の紹介による賃貸借となり、通作距離はありますが、地元の方から協力を得ながら農地を適正管理することですので、問題はないと思います。

審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

以上、報告を終わりますが、皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

農業参入審査会報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書85ページをご覧ください。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号5番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。  
土地の所在が大室字大野地、地目、台帳・現況がともに田、地積が710㎡です。  
転用目的は、農産物選別施設兼乾燥調製施設建築用地で、資金計画は記載のとおりです。  
農地区分につきましては、農用地区域内ですが本件に関しましては、令和3年11月総会において農業用施設用地として農振の用途変更が承認されており、阿賀野市長より阿賀野農業振興地域整備計画の農業用施設用地へ用途変更された通知が出ております。  
許可基準は、農業用施設は許可可能であります。  
転用事由は、申請者は後継者と園芸に本格的に取り組んだことから自宅敷地内の作業場が手狭となり、乾燥機の移設も必要な状況であります。更なる規模拡大を図るため、当該地に新たな乾燥調製施設を建設するものです。  
場所につきましては86・87ページの位置図・案内図をご覧ください。  
笹神地区、大日集落の新大日の方の国道290号線下側に位置する土地です。  
88ページは更正図です。申請地は図面中央、太枠で囲んで表示しております。  
89ページは土地利用計画図です。道路側に農作業場を建設し、奥の方は農業資材置場にする計画です。土地の西側は山で杉林になっています。  
90ページは建物平面図、91ページは立面図を掲載しています。  
以上で議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります

議長（小嶋） ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。  
1番 曾我委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我） 1番 曾我です。ただいま事務局から説明があったとおり、3月24日に事務局2名と委員4名で現地を見させていただきました。87ページの住宅地図のとおり、290号線の下側に自宅があり、民家を挟み申請地がありま



す。左側が杉林になっており、近年害虫の被害が深刻化しており、この地に現在の作業場が手狭となったため、何ら問題はないと認識し、見てきました。以上です。

議長（小嶋）      ありがとうございました。  
現地確認報告が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員               （「なし」の声）

議長（小嶋）      質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員               （「異議なし」の声）

議長（小嶋）      異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
続きまして、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）        93ページをご覧ください。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号51番、賃貸借権設定による一時転用です。  
借り人・貸し人は記載のとおりです。  
土地の所在が上江端字上ノ山、地目、台帳・現況がともに田、地積が1,024㎡、これを含めまして合計29筆で19,371㎡です。  
転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間が許可日から令和5年10月10日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。  
転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。  
場所につきましては95・96ページの位置図・案内図をご覧ください。  
上江端集落と安田の寺社集落の間の農地になります。  
97ページは更正図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。  
98ページには、土地利用計画を掲載しました。  
99ページには、全体土地利用計画図を掲載しております。本申請は第5期となっており図面の右側の太枠で囲んで表示している部分になります。  
100ページになります。  
受付番号52番、所有権移転による永久転用です。  
譲受・譲渡人は記載のとおりです。  
土地の所在が保田字草苺場、地目は台帳が畑、現況が田、地積が291㎡、これを含めまして合計7筆で2,651.53㎡です。

転用目的は、工場敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、許可日から令和4年10月31日まで、申請地は、山崎パイル工場や●●●●●●●●●●●●●●●●のある工業団地内の農地であるため、農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域と判断し、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は住宅建築のプレカット事業に力を入れており、現工場に隣接する当該地に新工場の建築を計画したものです。

場所につきましては、101・102ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号線安田バイパスから県道新潟・安田線を小浮方面に1kmほど進んだ山崎パイル工場や山下家具店安田工場などのある工業団地内に位置しております。

103ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

104ページは、土地利用計画図及び排水計画図です。雨水は敷地内に側溝及び集水枥を整備し、排水路へ排水する計画です。

105ページは、建物立面図を掲載しています。

106ページになります。

受付番号53番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が外城町、地目は台帳が田、現況が畑、地籍が231㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年4月20日から令和4年7月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、アパートに居住していますが、子供の成長により手狭となってきているので、当該地を購入して住宅を新築するものです。

場所につきましては、107・108ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、阿賀野市上下水道局から東へ200メートル程に位置しております。

109ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

110ページと111ページは、土地利用計画図・排水計画図です。住宅とカーポートを建築する計画です。生活雑排水は公共下水道に接続します。

雨水は、道路側溝がないため、敷地の南側に側溝を配置し溜枥から塩ビパイプを譲渡人所有の田の地中に通して排水路へ流す計画です。

112ページは建物平面図を掲載しております。

113ページになります。

受付番号54番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が曾郷字居浦、地目、台帳・現況がともに田、地積1,159㎡、これを含めまして合計10筆で6,317㎡です。

転用目的は特定建築条件付売買予定地、資金計画は記載のとおりです。工事期間が、許可日から令和7年3月31日までです。

特定建築条件付売買予定地についてですが、農地転用許可制度では、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、当該地が最終的に住宅になることが確実と認められないことから、原則として、これを認めないこととされているところですが、近年、家のデザイン、間取り等

のニーズが多様化していることから、建築条件付売買予定地として転用申請があった場合、要件を全て満たすと認められる時は、宅地造成のみの目的に該当しないものとして取り扱い、許可可能となります。メリットとしては、土地購入者が希望に沿った住宅を建築できるようになります。その要件は3つあり、ひとつめは当該土地について、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、転用事業者又は転用事業者が指定する建築業者と土地購入者が当該土地に建設する住宅について一定期間内、おおむね3カ月以内に建築請負契約を締結することを約束すること、2に一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地の売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されること、3に農地転用事業者は、当該土地の全てを販売できなかったときは、販売できなかった残余の土地に自ら住宅を建築すること、です。

農地区分につきましては、申請地から500メートル以内に小・中学校、阿賀野市京ヶ瀬支所等、二つ以上の公益的施設が存在し、水道管、下水道管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができることから第3種農地となり、許可可能であります。

許可基準は、開発計画、資金計画及び先ほどの要件等を確認し、計画実施は確実であると判断いたしました。

転用事由は、申請者は新潟市で不動産業を営んでいますが、当該地は国道49号線への交通アクセスが非常によく、周辺には学校や市役所並びに公園、図書館も近くにあることから住宅地としての需要が見込まれる最適地であることから、当該地を買い受けて28区画の特定建築条件付売買予定地とする計画を立てたものです。また、令和7年3月末までに販売できなかった時は、販売できなかった残余の土地に住宅を建て建売住宅販売にすることを約束しています。

場所につきましては、114・115ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市京ヶ瀬支所から北東へ500mほどに位置しており、自治会「曾郷エコタウン」の北側になります。

116ページには更正図に、開発区域を太枠で囲んで表示しております。農地転用の申請地は塗り潰しで表示しております。

117ページは土地利用計画図、118・119ページは排水計画図ですが、図のように28区画の造成を計画しています。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は新たに設置する側溝を介し、接続する道路側溝に排水します。

120ページは建物配置予定図、121から124ページは建物平面図を掲載しています。図面は住宅を建設する時の標準的な建物図面となります。

なお、建売分譲の場合、過去3年以内に県内において建売分譲の転用許可の計画の過半が完了していないと次の許可申請はできないとの規定がされていますが、その実績につきましては、阿賀野市と新潟市で5件の転用許可を受けておりますが、販売実績は全て完売しておりますので、この規定につきましてはクリアされていることを申し添えます。

125ページになります。

受付番号55番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山、地目、台帳・現況がともに田、地積211㎡、これを含めまして合計28筆で15,430.30㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う表土堆積場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年4月25日から令和7年4月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、上江端上ノ山・浦田地内の陸砂利採取事業の実施に伴い、表土堆積場として使用するものです。

場所については127・128ページの位置図・案内図をご覧ください。  
上江端集落の北側の農地で、斜線で表示している場所です。

129ページは更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。

130ページは土地利用計画図になります。

131ページには砂利採取計画全体の土地利用計画図です。申請地は、図面の左側の太枠で囲んで塗り潰しで表示しております。申請地は、令和3年4月26日付け、阿農委第502052号で5条許可を得て砂利採取を行い、申請地の砂利採取はほぼ終わりましたが、砂利採取終了後に周囲の砂利採取に伴う表土置場として使用するものです。

砂利採取事業の完了届はまだ提出されていませんが、完了届を提出すると本案件が許可になるまで周囲の砂利採取が出来なくなるため、砂利採取完了の直前で表土置場としての転用申請するものです。なお、許可書は砂利採取の完了届の提出を待って交付します。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

52番及び54番案件について、7番 阿部委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（阿部）

7番 阿部です。52番案件についてですが、安田の工業団地内にある最後の農地であり、周りには隣接する農地もありませんし、何ら問題はないものと思って見てきました。また、54番案件ですが、京ヶ瀬の宅地分譲の案件ですが、28区画、116ページをみますと左側に用排兼用の用水路があるわけですが、囲むようにL型を伏せて、上物の土がこぼれないようにするとのことでしたので、隣接する農地には迷惑をかけないものと思って見てきました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、55番案件について、1番 曾我委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我）

1番 曾我です。55番案件であります。こちら事務局の説明のとおり、陸砂利採取に伴う採石場ということになっております。31ページの土地利用計画図のとおり、完了するまでの表土置き場であり、何ら問題のないものと思ひ、見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

なお、51番及び53番案件につきましても、現地確認を行っております

が、現地確認委員の 11 番 五十嵐委員 が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長 (小嶋) 続きます。日程第 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は所有権移転 2 件、8 筆、2, 175 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定 50 件、277 筆、298, 701.54 m<sup>2</sup>、農地中間管理権設定 124 件 742 筆、646, 897.77 m<sup>2</sup>となります。

最初に所有権移転の案件です

133 ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者またはあっせん譲受候補者名簿登載者です。

また、台帳現況地目については いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より、受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1 番、小栗山字宮上外 3 筆、1, 568 m<sup>2</sup>、総額 250, 000 円の売買です。

2 番、七島字大畑外 3 筆、607 m<sup>2</sup>、総額 254, 000 円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

151 ページをご覧下さい。

32 番、月崎字掛ケ上り外 1 筆、1, 594 m<sup>2</sup>、10 a 当り 20, 000 円。

33 番、京ヶ島字古阿賀外 6 筆、5, 605 m<sup>2</sup>、総額 95, 000 円。

152ページ、34番、福永字前田外6筆、6,534㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

153ページ、35番、福永字前田外6筆、11,893.20㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

36番、福永字前田外5筆、706㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

157ページ、42番、山口字荒田外6筆、8,408㎡、10a当り30,000円。

158ページ、44番、笹岡字杉本外17筆、16,342㎡、総額380,000円。

160ページ、45番、野村字大野地外8筆、17,198㎡、10a当り23,000円。

161ページ、48番、上江端字興野前外12筆、11,426㎡、10a当り22,400円。

162ページ、49番、笹岡字砂押外7筆、15,904㎡、10a当り25,000円。

164ページ、51番、折居字寺浦、491㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

52番、関屋字上田外7筆、9,066㎡、10a当り23,000円。

続きまして、農地中間管理権設定の案件です。

初めに、案件の期間については、令和4年4月9日から、令和7年12月10日、令和10年11月10日、令和14年11月10日まで、賃貸借権は10a当りの賃貸借料の設定となっております。

166ページをご覧ください。

31番、小浮字鳥尻、713㎡、22,000円。

32番、長池、1,957㎡、22,000円。

33番、長池外2筆、8,680㎡、20,000円。

34番、姥ヶ橋字鮫面外3筆、3,822㎡、18,000円、19,000円。

167ページ、35番、飯森杉字村前、251㎡、使用貸借。

36番、飯森杉字古川外1筆、1,859㎡、18,000円。

37番、京ヶ島字古阿賀外21筆、17,052.76㎡、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円。

170ページ、38番、七島字一本木外5筆、1,737㎡、24,000円。

39番、上江端字野地、925㎡、22,400円。

40番、七島字大畑外1筆、909㎡、24,000円。

171ページ、41番、七島字中道外5筆、4,685.28㎡、24,000円。

42番、月崎字前野地、334㎡、23,000円。

43番、七島字下田、35㎡、使用貸借。

172ページ、44番、飯森杉字道願上外4筆、5,041㎡、20,000円。

45番、水原字十ヶ袋外2筆、4,538㎡、23,000円。

46番、山口町二丁目外11筆、12,973㎡、23,000円。

174ページ、47番、百津字新町外5筆、3,832㎡、22,600円。

48番、百津字境塚外4筆、4,080㎡、22,600円。

175ページ、49番、上江端字神明野外2筆、6,200㎡、22,000円。

50番、上江端字浦田外7筆、5,665㎡、22,000円。

176 ページ、51 番、上江端字下上ノ山外7筆、6,912.30㎡、23,000円。  
177 ページ、52 番、上江端字欠ノ下外3筆、6,743㎡、23,000円。  
178 ページ、53 番、上江端字五反田外11筆、14,108㎡、22,000円。  
179 ページ、54 番、分田字曾ヶ窪、886㎡、22,000円。  
55 番、上江端字羽黒外8筆、7,273㎡、22,000円。  
180 ページ、56 番、分田字瘤榎外1筆、638㎡、使用貸借。  
57 番、分田字浄土橋外6筆、8,436㎡、22,000円。  
181 ページ、58 番、分田字山王田外7筆、9,221㎡、22,000円。  
182 ページ、59 番、分田字外山王、1,061㎡、使用貸借。  
60 番、分田字屋敷前外2筆、3,021㎡、22,000円。  
61 番、分田字下島、512㎡、22,000円。  
183 ページ、62 番、分田字下島、144㎡、22,000円。  
63 番、分田字老反割外6筆、7,756㎡、9,932円、22,000円。  
64 番、分田字下島外12筆、11,322㎡、22,000円。  
184 ページ、65 番、分田字下島外8筆、14,376㎡、22,000円。  
186 ページ、66 番、分田字内原村外12筆、9,932㎡、22,000円。  
187 ページ、67 番、分田字下島外1筆、2,435㎡、22,000円。  
188 ページ、68 番、分田字海口外11筆、10,053㎡、22,000円。  
189 ページ、69 番、分田字下島外5筆、6,460㎡、22,000円。  
190 ページ、70 番、分田字下島外3筆、4,100㎡、22,000円。  
71 番、分田字下島外9筆、9,212㎡、22,000円。  
191 ページ、72 番、分田字老反割外11筆、14,373㎡、22,000円。  
192 ページ、73 番、分田字下島外3筆、2,240㎡、22,000円。  
193 ページ、74 番、分田字山王田外2筆、4,366㎡、22,000円。  
75 番、分田字下島外17筆、22,121㎡、22,000円。  
195 ページ、76 番、分田字山王田外4筆、11,127㎡、22,000円。  
196 ページ、77 番、分田字海口外7筆、7,977㎡、22,000円。  
197 ページ、78 番、分田字老反割外5筆、3,537㎡、22,000円。  
79 番、上福岡字大嶋外3筆、2,182㎡、22,000円。  
198 ページ、80 番、小浮字鳥尻外13筆、8,546.61㎡、22,000円。  
199 ページ、81 番、上福岡字名子割外1筆、1,806㎡、22,000円。

200ページ、82番、分田字海口外2筆、2,630㎡、22,000円。  
83番、分田字海口外7筆、6,367㎡、20,000円。  
201ページ、84番、分田字海口外17筆、9,238.08㎡、15,000円、20,000円、22,000円。  
203ページ、85番、上福岡字立野、1,021㎡、使用貸借。  
86番、分田字曾ヶ窪外7筆、6,200㎡、22,000円。  
204ページ、87番、分田字内原村外4筆、5,540㎡、22,000円。  
88番、分田字山王田外1筆、2,608㎡、22,000円。  
205ページ、89番、分田字海口外8筆、5,817㎡、21,000円。  
206ページ、90番、分田字海口外1筆、1,782㎡、21,000円。  
91番、金屋字次郎丸境外14筆、10,961㎡、20,000円。  
207ページ、92番、飯山新字前田、1,614㎡、15,000円。  
208ページ、93番、熊堂字野地田外1筆、2,688㎡、15,000円。  
94番、分田字天王原外7筆、6,592㎡、22,000円。  
209ページ、95番、久保字不多々外2筆、2,240㎡、10,000円。  
96番、大室字大日外5筆、5,875㎡、8,000円。  
210ページ、97番、大室字大日外7筆、5,279㎡、2,000円、4,000円、8,000円。  
211ページ、98番、大室字大日外2筆、3,486㎡、8,000円。  
99番、大室字大日外2筆、1,208㎡、使用貸借。  
100番、大室字大日、128㎡、使用貸借。  
101番、姥ヶ橋字鮫面外8筆、12,520㎡、25,000円。  
212ページ、102番、猫山字居前外20筆、11,402.94㎡、26,000円。  
215ページ、103番、姥ヶ橋字町道上、1,195㎡、20,000円。  
104番、金湊字居前外3筆、5,155㎡、25,000円。  
105番、金湊字居前、1,952㎡、25,000円。  
216ページ、106番、金湊字居前外4筆、2,907㎡、25,000円。  
107番、法柳新田字安ノ子外1筆、1,611㎡、25,000円。  
108番、金湊字道下外5筆、10,495.24㎡、25,000円。  
217ページ、109番、猫山字通田外20筆、12,019.63㎡、26,000円。  
219ページ、110番、飯森杉字村前外16筆、17,281㎡、25,000円。  
221ページ、111番、飯森杉字村前外8筆、6,296.91㎡、25,000円。  
222ページ、112番、飯森杉字村浦外3筆、4,661㎡、25,000円。  
223ページ、113番、天神堂字上興野外8筆、15,737㎡、24,000円。  
224ページ、114番、堀越字仲田外1筆、2,005㎡、23,000円。



115番、堀越字萱場外5筆、3,464㎡、15,000円、23,000円。  
225ページ、116番、堀越字市戸外5筆、5,810㎡、20,000円。  
117番、堀越字蕪木、376㎡、13,000円。  
118番、堀越字蕪木外2筆、1,183㎡、13,000円。  
226ページ、119番、堀越字萱場外13筆、16,290㎡、22,400円。  
227ページ、120番、堀越字石船戸外9筆、4,742㎡、22,400円。  
228ページ、121番、堀越字石船戸外7筆、2,464.91㎡、20,000円。  
229ページ、122番、堀越字石船戸、971㎡、22,400円。  
123番、七島字元諏訪外31筆、23,716㎡、30,000円。  
233ページ、124番、新飯田字家浦外1筆、1,034㎡、22,000円。  
125番、堀越字市ノ山外5筆、1,919㎡、21,000円。  
234ページ、126番、福田字村北、119㎡、21,000円。  
127番、堀越字市ノ山外1筆、231㎡、使用貸借。  
128番、上中野目字石船戸外2筆、3,072㎡、21,000円。  
235ページ、129番、福田字村下外6筆、5,510㎡、20,000円、21,000円。  
130番、福田字村北外2筆、1,030㎡、21,000円。  
236ページ、131番、福田字村北外3筆、3,052㎡、21,000円。  
132番、福田字村下外10筆、10,996㎡、20,000円。  
237ページ、133番、土橋字野中、714㎡、20,000円。  
238ページ、134番、堀越字市ノ山外20筆、15,167.11㎡、18,000円、20,000円、22,000円。  
240ページ、135番、福田字畑中、671㎡、22,000円。  
136番、七石字道端外1筆、2,042㎡、20,400円。  
137番、堀越字市ノ山外1筆、287㎡、1,000円。  
241ページ、138番、百津字新町、723㎡、20,000円。  
139番、福田字村北外1筆、1,030㎡、22,000円。  
140番、堀越字市ノ山、1,558㎡、22,000円。  
141番、百津字新町外1筆、147㎡、使用貸借。  
142番、堀越字市ノ山外4筆、1,029㎡、21,000円。  
242ページ、143番、庄ヶ宮字家浦外15筆、13,213㎡、20,000円。  
144番、里字金田野地、182㎡、使用貸借。  
145番、土橋字野中、304㎡、20,000円。  
146番、堀越字石船戸、990㎡、22,400円。  
147番、上江端字所曾根外6筆、7,824㎡、20,000円。  
148番、上江端字神明野外4筆、8,872㎡、22,000円。  
149番、牧島字フケ外5筆、6,315㎡、22,400円。  
246ページ、150番、上江端字欠ノ下外3筆、5,083㎡、22,400円。  
247ページ、151番、堀越字市ノ山外8筆、2,624㎡、21,000円。  
248ページ、152番、福田字村北外11筆、6,065㎡、21,000円。

00円。

249ページ、153番、福田字紅葉野外1筆、795㎡、使用貸借。

154番、東町字漆島、604㎡、22,000円。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、農作業に、常時従事すると認められること、利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の7番、8番、22番及び23番案件の譲受人は、8番 齋藤委員が関係者であり、25番案件の譲受人は、16番 大堀委員であります。

同じく賃貸借権設定の31番案件の譲受人は、推進委員の3番 辻推進委員が、39番案件の譲受人は、4番 本間委員がそれぞれ関係者であり、44番案件の譲受人は、10番 渡邊委員であります。

また、中間管理事業の72番案件の譲渡人は、12番 遠山委員であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

はじめに、賃貸借権設定の「議事参与の制限」に該当する案件を審議いたします。

それでは、7番、8番、22番及び23番案件を審議いたしますので、8番 齋藤委員の退室をお願いいたします。

— 8番 齋藤委員 退室 —

議長（小嶋）

8番 齋藤委員が退室されましたので、7番、8番、22番及び23番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。7番、8番、22番及び23番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、7番、8番、22番及び23番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

8番 齋藤委員の入室をお願いいたします。

— 8番 齋藤委員 入室 —

議長 (小嶋) 8番 齋藤委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、25番案件を審議いたしますので、16番 大堀委員の退室をお願いいたします。

— 16番 大堀委員 退室 —

議長 (小嶋) 16番 大堀委員が退室されましたので、25番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」 の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。25番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、25番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

16番 大堀委員の入室をお願いいたします。

— 16番 大堀委員 入室 —

議長 (小嶋) 16番 大堀委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、31番案件を審議いたしますので、推進委員の3番 辻推進委員の退室をお願いいたします。

— 3番 辻推進委員 退室 —

議長 (小嶋) 3番 辻推進委員が退室されましたので、31番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」 の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。31番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、31番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
3番 辻推進委員の入室をお願いいたします。

— 3番 辻推進委員 入室 —

議長 (小嶋) 3番 辻推進委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、39番案件を審議いたしますので、4番 本間委員の退室をお願いいたします。

— 4番 本間委員 退室 —

議長 (小嶋) 4番 本間委員が退室されましたので、39番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」 の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。39番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、39番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
4番 本間委員の入室をお願いいたします。

— 4番 本間委員 入室 —

議長 (小嶋) 4番 本間委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、44番案件を審議いたしますので、10番 渡邊委員の退室をお願いいたします。

— 10番 渡邊委員 退室 —

議長 (小嶋) 10番 渡邊委員が退室されましたので、44案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」 の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。44番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、44番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

10番 渡邊委員の入室をお願いいたします。

— 10番 渡邊委員 入室 —

議長 (小嶋) 10番 渡邊委員が着席されましたので、続けます。続きまして、中間管理事業の「議事参与の制限」に該当する案件を審議いたします。

72番案件を審議いたしますので、12番 遠山委員の退室をお願いいたします。

— 12番 遠山委員 退室 —

議長 (小嶋) 12番 遠山委員が退室されましたので、72番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。72番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、72番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

12番 遠山委員の入室をお願いいたします。

— 12番 遠山委員 入室 —

議長 (小嶋) 12番 遠山委員が着席されましたので、続けます。次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員	(「異議なし」の声)
議長(小嶋)	<p>異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程第9 議案第5号 下限(別段)面積の設定について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。斎藤係長、お願いします。</p>
事務局 (斎藤)	<p>議案第5号 下限(別段)面積の設定について 説明申し上げます。</p> <p>別冊議案書1ページをご覧ください。</p> <p>農地の権利取得における下限面積要件では、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つとして、50aの下限面積があります。</p> <p>下限面積の基準については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で、別段の面積を定めることが可能となりました。</p> <p>このことから、当農業委員会において、新規就農促進及び耕作放棄地解消の取り組みの一環として、下限面積を引き下げて設定するものです。</p> <p>設定区域及び面積につきましては、農用地区域外、中山間区域を1aに設定。理由といたしまして、農用地区域外は、担い手等の集積や集約の影響を及ぼす恐れのないこと、中山間区域においては、旧笹岡村と旧下条村が指定されており、特に山手側では、立地条件により、生産性が不利であることから、担い手等の集積や集約の影響を及ぼす恐れのないこと、また、空き家バンクに付随した農地を0.1aに設定。空き家に付随する農地は小面積であることが多いことから 面積要件を0.1aに引き下げます。</p> <p>設定根拠につきましては、下限面積要件の原則では、農地法第3条第2項第5号、取得後の農地面積の合計が50aになることが必要とありますが、特例として、農地法施行規則第17条、地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能であり、第2項、担い手が不足している地域において新規就農者の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、遊休農地等が相当程度存在する区域について、当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、任意の面積10a未満でも設定が可能であることから農地法施行規則第17条第2項により下限面積を設定するものです。</p> <p>以上、議案第5号 下限面積の設定について説明を終わります。</p>
議長(小嶋)	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから審議に入ります。</p> <p>議案第5号 下限(別段)面積の設定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>6番 見尾田委員、お願いします。</p>
委員 (見尾田)	<p>6番 見尾田です。補足させていただきます。総会が終わってから、5回ほど農地部会で懇談会を開かせていただきました。当初、畑を目途として、1aくらいでできないものかと要望がありまして、ところが農水省の方から田んぼと畑はどちらも農地であることから、分けるわけにはいかないという</p>

ようなことで、なかなか話が進みませんでしたけれども、一部で農用地区域外1 a、中山間地区域1 a、空き家バンクに付随した農地を0.1 aと設定させていただきましたが、今回、これを承認していただいても、3月11日号の全国農業新聞で、この通常国会に提出する法案で、人・農地プランを基盤法に法定化するというような内容の中で、3つほど出ております。人・農地プランの法定化、農用地利用集積等促進計画の策定、それから3つ目に、地域計画の達成に向けた改正、そのなかで、農地などの権利取得時の下限面積要件の廃止、原則北海道で2 ha、都道府県で50 aとされている、農地の権利取得の下限面積要件は撤廃する、廃止するというものが、国会に提出されるようでありまして、もし、これが国会で通れば、来年の4月を目途として廃止されるようであります。ですので、今回承認されても1年くらいでそのまま廃止になるかもしれませんが、阿賀野市農業委員会としては0.1 a、1 a、今回提出されたものは、ぜひ承認していただきたいと思っています。

以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
そのほかございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） それでは質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第5号 下限（別段）面積の設定について、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第5号 下限（別段）面積の設定について、原案のとおり設定することに決定いたしました。  
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤局長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第10 議案第6号 阿賀野市農業委員会 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。斎藤局長、お願いします。

事務局（斎藤） 議案第6号 阿賀野市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は、別冊の2ページになります。

令和4年7月改選の農地利用最適化推進委員を、農業委員会が委嘱するにあたり、農地利用最適化推進委員候補者11名を選定するため開催する、評価委員会委員については、阿賀野市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱第3条に、「評価委員は、農業委員会が任命する農業委員6人で組織する。」と規定しています。

この要綱に基づき、会長、会長職務代理、農地部会長、農地副部会長、農政部会長、農政副部会長の現六役とすることについて、同意を求めるものであります。

ご同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。  
以上、議案第6号 阿賀野市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、説明を終わります。

議長（小嶋）      ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第6号 阿賀野市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員               （「なし」の声）

議長（小嶋）      質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第6号 阿賀野市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、原案に同意することにご異議ございませんか。

委員               （「異議なし」の声）

議長（小嶋）      異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号 阿賀野市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、原案に同意することに決定いたしました。  
続きまして、日程第11 議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事異動について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。斎藤局長、お願いします。

事務局  
（斎藤）           議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局員の人事について、提案理由の説明を申し上げます。議案書は別冊の3ページになります。3月18日の内示を受けまして、令和4年4月1日付で配置される職員について、農業委員会等に関する法律第26条第3項に農業委員会が職員の任命を行うと規定していることから、その同意を求めるものであります。それでは転入等をご覧ください。局長 宮嶋正憲、前任課 市民生活課、次長 大瀧秀樹、前任課 会計課、農地整備係係長 野崎耕一、前任課 市民生活課、農地整備係主幹 杉山真紀、前任課、管財課、以上のとおり配置したいと思っておりますので、同意くださいますようお願い申し上げます。  
これで議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局員の人事について説明を終わります。

議長               ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員               （「なし」の声）

議長               質疑なしと認めます。



お諮りします。議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事異動について、同意することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事異動について、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

－ 14時50分終了 －



会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年3月29日

議事録署名委員 14番 ⑩

議事録署名委員 15番 ⑩

議事録署名委員 16番 ⑩

議長  
農業委員会長 ⑩